

江別市芸術文化大会・コンクール出場奨励金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種芸術文化大会・コンクールに北海道を代表して出場する者に対し芸術文化大会・コンクール出場奨励金（以下「奨励金」という。）を支給し、もって本市の芸術、文化の振興に資することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励金の支給対象は、本市に在住する個人（就学以前の者を除く。）及び本市に主たる活動の場を有し、かつ、その構成員の8割以上が本市在住の市民により組織される団体（就学以前の者を除く。）で、全国的規模で行われ、かつ、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた芸術文化大会・コンクール大会等（以下「大会等」という。）に出場するものとする。ただし、開催地が北海道以外の大会等に出場する場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の大会等は対象としない。

(1) 学校教育活動の一環として行われる大会

(2) 営利を目的とする大会等又は教授所、その他の教室等が行う稽古ごと等のおさらい発表会
(奨励金)

第3条 個人に対する奨励金の支給額は、1万円以内とする。

2 団体に対する奨励金の支給額は、10万円以内とする。ただし、当該大会等に出場する当該団体の人員（以下「出場人員」という。）が10人未満の団体にあつては、出場人員に1万円を乗じた額以内の額とする。

3 前2項に規定する奨励金は、予算の範囲以内で支給するものとする。

(審査)

第4条 奨励金の支給を受けようとするものは、大会要項及び出場者名簿を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の書類を審査し、適当と認めたものについて奨励金を支給する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。